

単体情報

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項（平成26年3月期自己資本比率・バーゼルⅢ国内基準）>

単体自己資本比率（附則別紙様式第3号）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年3月31日	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	25,670	
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,759	
うち、利益剰余金の額	12,145	
うち、自己株式の額(△)	79	
うち、社外流出予定額の(△)	155	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	114	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	794	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	794	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,588	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	28,167	
コア資本に係る調整項目の額(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	314
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	314
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年費用の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	514
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	—
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	28,167	—
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	343,773	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△13,420	—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	314	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△14,248	—
うち、上記以外に該当するものの額	514	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	19,401	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	363,175	—
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	7.75	—

単体自己資本比率（平成25年3月期・パーゼルⅡ基準）

（単位：百万円）

項 目	平成25年3月31日	項 目	平成25年3月31日
(自 己 資 本)		他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	—
資 本 金	8,000	告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
うち非累積的永久優先株	—	告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ ら に 準 ず る も の	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
資 本 準 備 金	5,759	非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 5 0 % 相 当 額	—
利 益 準 備 金	2,724	PD/LGD 方 式 の 適 用 対 象 と な る 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 期 待 損 失 額	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,983	基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I/O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 2 4 7 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む)	—
そ の 他	—	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	—
自 己 株 式 申 込 証 拠 金 (△)	77	(控 除 項 目) 計 (E)	—
社 外 流 出 予 定 額 (△)	218	自 己 資 本 額 (D-E) (F)	27,875
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—		
新 株 予 約 権	72		
営 業 権 相 当 額 (△)	—		
の れ ん 相 当 額 (△)	—		
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	—	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	—	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	317,967
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 5 0 % 相 当 額 (△)	—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	1,885
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 前 の [基 本 的 項 目] 計 (上 記 各 項 目 の 合 計 額)	—	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	—
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	19,775
[基 本 的 項 目] 計 (A)	25,244	旧 所 要 自 己 資 本 の 額 に 告 示 に 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 が 新 所 要 自 己 資 本 の 額 を 上 回 る 額 に 25.0 を 乗 じ て 得 た 額	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額 及び基本的項目の額に占める割合	(— %)	合 計 (G)	339,629
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 4 5 % 相 当 額	1,588	単 体 総 所 要 自 己 資 本 額 (G に 4 % を 乗 じ た 額)	13,585
一 般 貸 倒 引 当 金	1,042		
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	—		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—		
告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の	—		
告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[補 完 的 項 目] 計 (B)	2,631		
短 期 劣 後 債 務	—		
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	—	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) (F) / (G)	8.20%
自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)	27,875	参 考 : Tier1 比 率 (国 内 基 準) (A) / (G)	7.43%

連結情報

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項（平成26年3月期自己資本比率・バーゼルⅢ国内基準）>

連結自己資本比率（附則別紙様式第4号）

（単位：百万円、％）

項目	平成26年3月31日	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	26,753	
うち、資本金及び資本剰余金の額	13,759	
うち、利益剰余金の額	13,231	
うち、自己株式の額(△)	79	
うち、社外流出予定額の(△)	157	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	114	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	903	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	903	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,588	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,042	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	31,402	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	357
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	357
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	391
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	31,402	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	352,765	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△13,500	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	357	
うち、繰延税金資産	—	
うち、退職給付に係る資産	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△14,248	
うち、上記以外に該当するものの額	391	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,364	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	373,130	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	8.41	

連結自己資本比率（平成25年3月期・パーゼルⅡ基準）

（単位：百万円）

項 目	平成25年3月31日	項 目	平成25年3月31日
（自 己 資 本）		他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
資 本 金	8,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
うち非累積的永久優先株	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
資 本 剰 余 金	5,759	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—
利 益 剰 余 金	12,079	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
自 己 株 式(△)	77	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—
社 外 流 出 予 定 額(△)	220	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	控 除 項 目 不 算 入 額(△)	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	（ 控 除 項 目 ） 計 (E)	—
新 株 予 約 権	72	自 己 資 本 額 (D-E) (F)	31,071
連結子法人等の少数株主持分	2,683		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—		
営 業 権 相 当 額(△)	—		
の れ ん 相 当 額(△)	—		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	326,882
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	1,885
※ 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 して 得 た 額	—
※ 繰延税金資産の控除金額(△)	—	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 して 得 た 額	20,682
[基 本 的 項 目] 計 (A)	28,297	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合	(— %)	合 計 (G)	349,450
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,588	連結総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	13,978
一 般 貸 倒 引 当 金	1,186		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—		
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—		
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額(△)	—		
[補 完 的 項 目] 計 (B)	2,774		
短 期 劣 後 債 務	—		
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額(△)	—		
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	—	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) (F) / (G)	8.89%
自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)	31,071	参 考 : Tier1比 率 (国 内 基 準) (A) / (G)	8.09%

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定性的な開示事項>

1. 連結の範囲に関する事項（第12条第3項第1号）

イ 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は4社です。

名 称	主要な業務の内容
筑 銀 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	事 務 受 託 業
株 式 会 社 ち く ぎ ん 地 域 経 済 研 究 所	コ ン ピ ュ ー タ 関 連 業
ち く ぎ ん リ ー ス 株 式 会 社	リ ー ス 業
筑 邦 信 用 保 証 株 式 会 社	保 証 業

ハ 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社4社全てにおいて、債務超過会社はなく、連結グループ内において自己資本にかかる支援等は行っておりません。

2. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号、第12条第3項第2号）

当行における自己資本調達手段は、以下のとおりです。

自己資本調達手段

(平成25年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式 (62百万株)	完全議決権株式

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

(平成26年3月末)

自己資本調達手段	概 要
普通株式 (62百万株)	完全議決権株式

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号、第12条第3項第3号）

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の指標等を採用しております。

(平成25年3月末)

・自己資本比率

銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では8.20%（平成24年3月末比△0.21%）、連結では8.89%（同△0.21%）となり、国内基準の4%を上回っております。

・Tier I 比率

財務の健全性を見るうえで、特に重要であると言われているTier I 比率（中核的自己資本比率）は、単体では7.43%（平成24年3月末比△0.08%）、連結では8.09%（同△0.08%）となっております。

(平成26年3月末)

・自己資本比率

平成26年3月末から、新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）が適用されたことによりバーゼルⅢ基準で自己資本比率を算出しております。

銀行の財務の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では7.75%（平成25年3月末比△0.45%）、連結では8.41%（同△0.48%）となり、国内基準の4%を上回っております。

4. 信用リスクに関する事項（第10条第3項第3号、第12条第3項第4号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（信用リスクとは）

お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

（信用リスク管理の基本方針）

当行では、「信用リスク管理規程」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指しております。また、「信用格付」・「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

（貸倒引当金の計上基準）

予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおりに計上しております。

- ① 破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及び法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的に経営破綻の状態に陥っている先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。
- ② 現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額（過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づく額）を貸倒引当金として計上しております。
- ③ ①・②以外の債権については、債務者区分毎に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社においても、銀行単体と同様の方針、手続きに基づいて引当を行っております。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも、複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、以下の3社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

なお、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第4号、第12条第3項第5号）

（信用リスク削減手法とは）

当行では、自己資本比率の算出において、金融庁告示第19号第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「簡便手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金との相殺、クレジット・デリバティブが該当します。

（方針および手続き）

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金、日本国政府または我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証および適格保証人等の要件を充たすものが主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

（信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中）

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

「簡便手法」とは、取引相手のリスク・ウェイトを担保されている部分について担保資産のリスク・ウェイト等に置き換える手法をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第5号、第12条第3項第6号）

当行の派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引については、資金証券部で日々のポジション管理を行い、必要に応じて担当役員等へ報告しております。

なお、当行では派生商品取引にかかる保全や引当の算定は行っておりません。

また、長期決済期間取引は、該当ありません。

連結子会社の派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要については、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第3項第6号、第12条第3項第7号）

イ リスク管理方針及びリスク特性の概要

（取引の内容）

当行は、有価証券投資の一環として証券化取引に関与しておりますが、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターおよびサービサー等としての関与はありません。

連結子会社は、証券化取引を行っておりません。

（リスク管理方針）

当行は、当該証券投資に当たって証券化商品の仕組みを適切に評価し、当該証券化エクスポージャーの信用リスクおよび価格変動リスク等を把握するとともに、適格格付機関より付与された格付を基に限度を設定のうえ投資を行っております。

（リスク特性）

当行が保有する証券化商品は、基となる原資産のポートフォリオとは異なるリスク・リターン構造を有しているほか、信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等を有しています。証券化商品は市場環境の変化等により、一般的な債権等に比べて大幅な価格変動リスクに晒されることがあります。

□ 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

（体制の整備）

当行における証券化取引に関する体制については、証券化商品のエクスポージャーやその裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために、当該キャッシュ・フローの把握等により時価の把握に努めるとともに、格付の動向を定期的に把握し、信用リスク等の動向を管理する体制を整備しています。

（運用状況の概要）

当該証券投資の運用については、有価証券投資の一環として行っております。運用商品の状況については、毎営業日ごとに時価把握を行うとともに、格付の見直しや時価の大きな下落等があった場合には運用方針等の見直しを行うなど適切なリスク管理を行っています。

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当事項はありません。

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には「標準的手法」を使用しております。

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

該当事項はありません。

ヘ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーの保有状況

該当事項はありません。

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当事項はありません。

チ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）等に基づいております。

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定については、以下の5社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーディング・サービスズ（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

ヌ 内部評価方式を用いている場合のその概要

該当事項はありません。

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合のその内容

該当事項はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項（第10条第3項第7号、第12条第3項第8号）

当行および連結子会社では、自己資本比率の算出において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項（第10条第3項第8号、第12条第3項第9号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク（災害リスク）、風評リスク、法務リスク、その他のオペレーショナル・リスク等の幅広いリスクと考え、各リスク管理の規程・マニュアル等を定め、リスクの適切な把握、管理を行うとともに管理手法・管理態勢の整備強化に取り組んでおります。

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失が発生したり、また、お客さまとのトラブル等に起因して信用低下等が生じるリスクをいいます。

当行では、「事務リスク管理規程」等を定め、事務全般に関するリスクを適正・的確に把握することにより適切なリスク管理を実施し、事務の正確性を堅持する態勢を構築しております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステム不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「システムリスク管理規程」、「セキュリティポリシー（情報資産保護の基本方針）」等を定め、システムの安全稼働やシステムに関する情報資産の保護・安全な利用に向け、管理態勢の強化に取り組んでおります。

○人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「人的リスク管理規程」を定め、人的リスクを把握・評価・コントロールし、健全な就労状況および職場環境を維持する態勢を構築しております。

○有形資産リスク（災害リスク）

有形資産リスクとは、自然災害や外部要因または従業員の過失による土地・建物・什器備品（オンライン機器を除く）等の有形資産の損傷等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「有形資産リスク管理規程」を定め、リスクの所在・規模・性質を的確に把握し、コントロール・削減等の適切な対応を行う態勢を整備しています。

○風評リスク

風評リスクとは、当行に対する報道、記事、噂などにより、当行の評判・信用が著しく低下し、当行の経営上重大な影響を及ぼす（顧客・利益・競争力を喪失する）又は経営危機につながる恐れのあるリスクをいいます。

当行では、「風評リスク管理規程」を定め、日頃から監視・収集すべき風評情報および担当部署を明確にし、当行の評判・信用低下の防止に努めております。

○法務リスク

法務リスクとは、業務の決定、執行、契約の締結等において、法律関係に不確実性、不備があることにより信用の毀損または損失を被るリスク、及びコンプライアンスの欠如や不徹底により信用の毀損または損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法務リスク管理規程」を定め、法務リスクを的確に把握・評価し、重要な事項等について外部専門家の活用によりコントロール・削減する態勢を構築しております。

○その他のオペレーショナル・リスク

上記以外のリスクをいいます。例えば、業務の外部委託により、委託先で発生した事故やトラブル等が原因で損失を被る外部委託リスクなど。

連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、所管部署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めております。

□ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行および連結子会社の自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を掛けた金額の、直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法です。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第9号、第12条第3項第10号）

当行では、「市場リスクを的確に把握するとともに、経営戦略、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールの実施により、業務運営の健全性・適切性を確保し、安定的な収益の確保を目指す」という市場リスクの基本方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスクおよび運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、半期毎の運用枠を決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。信頼水準99.9%、保有期間6ヶ月（120日）として計測し、毎月、取締役会に報告しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

連結子会社の保有する株式は銀行単体に比べて極めて少額であることから、連結ベースでの価格変動リスクの計量化は行っておりません。

VaR（バリュー・アット・リスク）とは、保有ポートフォリオが、市場の不利な変動により、一定確率のもとで、一定期間後に被る最大予想損失額をいいます。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項（第10条第3項第10号、第12条第3項第11号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（リスク管理の方針）

銀行の運用・調達手段の多様化ならびにデリバティブなどの金融技術の発展に伴い、金利変動が銀行の収益におよぼす影響はますます大きくなっております。

当行は、このような直接収益に係わる金利リスクをはじめとする市場リスクを適切にコントロールし、安定的な収益を確保することを基本方針としております。

（手続きの概要）

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、ALM（Asset Liability Management）に関する常務会を定期的に開催し、資産・負債の総合管理態勢を整備するとともにリスク管理態勢の高度化を図っております。

毎月開催するALMに関する常務会において、経済や金融環境の予測を行い、資産・負債の量や利回り、期間などを分析し、各種リスクへの適切な対応策を協議した取組方針を取締役会へ報告するなど、最適な資産・負債構造の構築に努めております。

連結子会社においては、金利リスクを抑制することを基本方針としており、当行の管理部署により適切に管理しております。

□ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在、当行では預金、貸出金、有価証券等のリスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベーク・ポイント・バリュー）を活用しております。具体的には、以下の基本ルールに沿って、リスク管理方法の高度化・厳正化に取り組んでおります。

○リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベーク・ポイント・バリュー）などを用いたリスク分析によって計量化し、期待するリターンや当行の経営体力に見合うようコントロールする態勢の整備に取り組んでおります。

○有価証券についてはストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めております。

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等が当行と比較して僅少であるため算出しておりません。

BPV（ベーク・ポイント・バリュー）とは、金利水準が1ベークポイント（1BP=0.01%）変動したときに保有ポートフォリオに生じる時価変化額をいいます。

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本の充実度に関する事項（第10条第4項第1号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年度	平成25年度
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	25	26
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	5	15
9. 我が国の政府関係機関向け	58	75
10. 地方3公社向け	62	36
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	511	182
12. 法人等向け	6,243	6,499
13. 中小企業等及び個人向け	2,590	2,629
14. 抵当権付住宅ローン	443	449
15. 不動産取得等事業向け	1,689	2,071
16. 3月以上延滞等	61	50
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	92	89
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	462	613
21. 上記以外	472	910
22. 証券化	—	—
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	12,718	13,648

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年度	平成25年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	18	17
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1	11
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	35	40
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額(△)	4	2
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	—
12. カレント・エクスポート・ジャー方式	17	20
派生商品取引	0	3
外為関連取引	0	3
金利関連取引	0	1
金関連取引	0	0
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	0	1
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポートに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポート	—	—
合計	75	96

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポート

(単位：百万円)

C V A リ ス ク	所要自己資本の額	
	平成25年度	
中央清算機関関連エクスポート	5	0

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	791	776
うち基礎的手法	791	776
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

ヘ 単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成25年度
単体総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	14,527

信用リスクに関する次に掲げる事項（第10条第4項第2号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）
（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
国 内 計	645,670	702,252	433,649	448,599	162,594	188,711	31	427	1,973	1,419
国 外 計	29,043	24,150	—	—	28,970	24,089	—	—	1	104
地 域 別 合 計	674,714	726,402	433,649	448,599	191,564	212,801	31	427	1,974	1,523
製 造 業	54,683	60,234	41,603	41,412	11,036	15,405	—	—	292	388
農 業、林 業	735	695	734	695	—	—	—	—	175	165
漁 業	141	176	141	176	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	630	572	630	572	—	—	—	—	—	—
建 設 業	51,454	49,767	50,197	48,699	1,199	900	—	—	114	57
電気・ガス・熱供給・水道業	11,281	11,692	9,090	9,413	1,394	1,396	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,060	1,983	1,583	1,687	398	200	—	—	—	—
運輸業、郵便業	26,216	28,850	17,667	17,579	8,018	10,619	—	—	7	—
卸売業、小売業	49,631	49,537	47,789	48,064	1,499	1,000	—	—	83	38
金融業、保険業	102,261	110,929	25,539	29,376	55,711	54,609	27	411	1	—
不動産業、物品賃貸業	87,675	102,137	82,030	92,967	2,598	2,799	—	—	341	152
各種サービス業	68,877	66,590	66,749	65,267	1,800	1,000	—	—	615	578
国・地方公共団体	125,964	146,688	17,778	18,123	107,907	124,370	—	—	—	—
個 人	72,560	75,026	72,111	74,563	—	—	—	—	343	143
そ の 他	20,540	21,521	—	—	500	3	16	—	—	—
業 種 別 合 計	674,714	726,402	433,649	448,599	191,564	212,801	31	427	1,974	1,523
1 年 以 下	208,547	195,320	148,764	148,792	40,939	24,730	3	77	79	147
1 年 超 3 年 以 下	71,550	67,185	24,871	24,692	46,648	42,420	—	46	60	40
3 年 超 5 年 以 下	60,835	81,820	38,597	42,032	22,210	39,536	27	251	94	389
5 年 超 7 年 以 下	43,424	78,877	32,540	34,362	10,859	44,469	—	25	395	73
7 年 超 10 年 以 下	134,144	124,919	68,986	64,655	65,158	54,207	—	—	179	17
10 年 以 上	124,110	140,054	119,832	133,969	4,265	5,938	—	27	474	328
期間の定めのないもの	32,102	38,224	56	93	1,484	1,499	—	—	692	526
残存期間別合計	674,714	726,402	433,649	448,599	191,564	212,801	31	427	1,974	1,523

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。
2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
一 般 貸 倒 引 当 金	平成24年度	1,394	1,027	1,394	1,027
	平成25年度	1,027	782	1,027	782
個 別 貸 倒 引 当 金	平成24年度	2,020	2,230	2,020	2,230
	平成25年度	2,230	2,170	2,230	2,170
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
合 計	平成24年度	3,414	3,258	3,414	3,258
	平成25年度	3,258	2,952	3,258	2,952

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国内計	1,394	1,027	1,027	782	1,394	1,027	1,027	782
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,394	1,027	1,027	782	1,394	1,027	1,027	782
製造業	189	138	138	134	189	138	138	134
農業、林業	2	1	1	1	2	1	1	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	1	2	2	2	1
建設業	211	169	169	130	211	169	169	130
電気・ガス・熱供給・水道業	23	16	16	9	23	16	16	9
情報通信業	3	3	3	3	3	3	3	3
運輸業、郵便業	62	51	51	36	62	51	51	36
卸売業、小売業	198	136	136	113	198	136	136	113
金融業、保険業	28	23	23	14	28	23	23	14
不動産業、物品賃貸業	261	184	184	141	261	184	184	141
各種サービス業	212	159	159	108	212	159	159	108
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	198	137	137	85	198	137	137	85
その他の業種別合計	1,394	1,027	1,027	782	1,394	1,027	1,027	782

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国内計	2,020	2,230	2,230	2,170	2,020	2,230	2,230	2,170
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,020	2,230	2,230	2,170	2,020	2,230	2,230	2,170
製造業	280	260	260	262	280	260	260	262
農業、林業	74	70	70	66	74	70	70	66
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	239	416	416	272	239	416	416	272
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	20	3	3	3	20	3	3	3
卸売業、小売業	432	491	491	555	432	491	491	555
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	301	305	305	341	301	305	305	341
各種サービス業	537	576	576	578	537	576	576	578
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	88	83	83	68	88	83	83	68
その他の業種別合計	2,020	2,230	2,230	2,170	2,020	2,230	2,230	2,170

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	平成24年度	平成25年度
製造業	140	423
農業、林業	1	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	179	125
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	5
運輸業、郵便業	53	—
卸売業、小売業	51	71
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	52	48
各種サービス業	203	172
国・地方公共団体	—	—
個人	14	16
その他の業種別合計	697	864

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャー額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	229,974	—	256,285
10%	—	39,076	—	45,040
20%	4,841	37,840	5,289	32,480
35%	—	31,670	—	32,089
50%	29,145	2,547	30,437	2,038
75%	—	85,377	—	86,959
100%	10,979	204,775	11,110	224,860
150%	—	460	104	327
250%	—	—	—	904
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	44,966	631,722	46,941	680,984

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。

2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。

3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第10条第4項第3号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成24年度	平成25年度
現金及び自行預金	10,055	10,277
適格債	—	—
適格株	23,118	30,030
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	33,174	40,308
適格クレジット・デリバティブ	3,227	3,207
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	3,227	3,207

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
グロス再構築コストの額の合計額	0	37

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年度	平成25年度
派 生 商 品 取 引	6	227
外国為替関連取引および金関連取引	3	139
金利関連取引	2	88
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	200
合計	31	427

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	31	427
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	31	427
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年度	平成25年度
派 生 商 品 取 引	6	227
外国為替関連取引および金関連取引	3	139
金利関連取引	2	88
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	200
合 計	31	427

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	500	4,000
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	500	4,000

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第10条第4項第5号)

該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (第10条第4項第7号)

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	14,765	—	19,278	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,314	—	2,671	—
合 計	17,079	17,079	21,949	21,949

(注) ファンドの中で運用されている株式等エクスポージャーは含まれておりません。

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	平成24年度	平成25年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等	40	197
関 連 法 人 等 計	—	—
合 計	40	197

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
売 却 損 益 額	285	864
償 却 額	18	28

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は平成24年度は5,148百万円、平成25年度は4,588百万円であります。

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 (第10条第4項第9号)

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利ショックに対する経済的価値の増減額 (アウトライヤー基準による上方金利ショック下 (99%タイル値) での現在価値変動額)	△800	△2,458

●バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第12条第4項第1号)

該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項 (第12条第4項第2号)

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

信用リスクに対する所要自己資本の額

資産 (オン・バランス) 項目

(単位: 百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年度	平成25年度
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	25	26
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	5	15
9. 我が国の政府関係機関向け	58	75
10. 地方3公社向け	62	36
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	511	184
12. 法人等向け	6,574	6,837
13. 中小企業等及び個人向け	2,589	2,628
14. 抵当権付住宅ローン	443	449
15. 不動産取得等事業向け	1,689	2,071
16. 3月以上延滞等	60	50
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	92	89
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	462	613
21. 上記以外	499	929
22. 証券化	—	—
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	13,075	14,008

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年度	平成25年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	18	17
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1	11
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	35	40
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額(△)	4	2
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	0	0
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	17	20
12. カレント・エクスポージャー方式 派生商品取引 外為関連取引 金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポージャー方式	0	3
13. 未決済取引	0	3
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0	1
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	0
合計	75	96

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー

(単位：百万円)

C V A リ ス ク	所要自己資本の額	
	平成25年度	
中央清算機関関連エクスポージャー	5	0

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	827	814
うち基礎的的手法	827	814
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

ヘ 連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成25年度
連結総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	14,925

信用リスクに関する次に掲げる事項（第12条第4項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクスポージャー	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国内計	654,708	711,409	429,934	444,934	162,594	188,711	31	427	2,266	1,674
国外計	29,043	24,150	—	—	28,970	24,089	—	—	1	104
地域別合計	683,752	735,559	429,934	444,934	191,564	212,801	31	427	2,268	1,778
製造業	54,683	60,234	41,603	41,412	11,036	15,405	—	—	292	388
農業、林業	735	695	734	695	—	—	—	—	175	165
漁業	141	176	141	176	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	630	572	630	572	—	—	—	—	—	—
建設業	51,454	49,767	50,197	48,699	1,199	900	—	—	114	57
電気・ガス・熱供給・水道業	11,281	11,692	9,090	9,413	1,394	1,396	—	—	—	—
情報通信業	2,059	1,982	1,583	1,687	398	200	—	—	—	—
運輸業、郵便業	26,237	28,871	17,667	17,579	8,018	10,619	—	—	7	—
卸売業、小売業	49,631	49,537	47,789	48,064	1,499	1,000	—	—	83	38
金融業、保険業	102,294	111,267	25,539	29,376	55,711	54,609	27	411	1	—
不動産業、物品賃貸業	83,950	98,305	78,315	89,302	2,598	2,799	—	—	341	152
各種サービス業	68,882	66,595	66,749	65,267	1,800	1,000	—	—	642	578
国・地方公共団体	125,964	146,688	17,778	18,123	107,907	124,370	—	—	—	—
個人	72,560	75,026	72,111	74,563	—	—	—	—	416	236
その他の業種別合計	33,243	34,147	—	—	—	500	3	16	193	161
業種別合計	683,752	735,559	429,934	444,934	191,564	212,801	31	427	2,268	1,778
1年以下	220,576	194,304	148,684	147,367	40,939	24,730	3	77	105	147
1年超3年以下	70,065	66,045	23,386	23,552	46,648	42,420	—	46	60	40
3年超5年以下	58,685	80,720	36,447	40,932	22,210	39,536	27	251	94	389
5年超7年以下	43,424	78,877	32,540	34,362	10,859	44,469	—	25	395	73
7年超10年以下	134,144	124,919	68,986	64,655	65,158	54,207	—	—	179	17
10年超	124,110	140,054	119,832	133,969	4,265	5,938	—	27	474	328
期間の定めのないもの	32,745	50,637	56	93	1,484	1,499	—	—	959	781
残存期間別合計	683,752	735,559	429,934	444,934	191,564	212,801	31	427	2,268	1,778

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。

2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成24年度	1,552	1,171	1,552	1,171
	平成25年度	1,171	891	1,171	891
個別貸倒引当金	平成24年度	2,584	2,636	2,584	2,636
	平成25年度	2,636	2,468	2,636	2,468
特定海外債権引当勘定	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
合計	平成24年度	4,137	3,807	4,137	3,807
	平成25年度	3,807	3,359	3,807	3,359

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位: 百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国内計	1,552	1,171	1,171	891	1,552	1,171	1,171	891
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,552	1,171	1,171	891	1,552	1,171	1,171	891
製造業	189	138	138	134	189	138	138	134
農業、林業	2	1	1	1	2	1	1	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	1	2	2	2	1
建設業	211	169	169	130	211	169	169	130
電気・ガス・熱供給・水道業	23	16	16	9	23	16	16	9
情報通信業	3	3	3	3	3	3	3	3
運輸業、郵便業	62	51	51	36	62	51	51	36
卸売業、小売業	198	136	136	113	198	136	136	113
金融業、保険業	28	23	23	14	28	23	23	14
不動産業、物品賃貸業	248	181	181	138	248	181	181	138
各種サービス業	212	159	159	108	212	159	159	108
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	240	174	174	116	240	174	174	116
その他の業種別合計	129	110	110	82	129	110	110	82
業種別合計	1,552	1,171	1,171	891	1,552	1,171	1,171	891

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位: 百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国内計	2,584	2,636	2,636	2,468	2,584	2,636	2,636	2,468
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,584	2,636	2,636	2,468	2,584	2,636	2,636	2,468
製造業	280	260	260	262	280	260	260	262
農業、林業	74	70	70	66	74	70	70	66
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	239	416	416	272	239	416	416	272
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	20	3	3	3	20	3	3	3
卸売業、小売業	432	491	491	555	432	491	491	555
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	301	305	305	341	301	305	305	341
各種サービス業	558	597	597	578	558	597	597	578
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	287	248	248	172	287	248	248	172
その他の業種別合計	388	242	242	215	388	242	242	215
業種別合計	2,584	2,636	2,636	2,468	2,584	2,636	2,636	2,468

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位: 百万円)

	貸出金償却の額	
	平成24年度	平成25年度
製造業	140	423
農業、林業	1	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	179	125
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	5
運輸業、郵便業	53	—
卸売業、小売業	51	71
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	52	48
各種サービス業	203	172
国・地方公共団体	—	—
個人	14	16
その他の業種別合計	—	—
業種別合計	697	864

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額及び最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	230,378	—	256,583
10%	—	39,076	—	45,040
20%	4,841	37,870	5,289	32,814
35%	—	31,656	—	32,075
50%	29,145	2,569	30,437	2,058
75%	—	85,321	—	86,939
100%	10,979	213,721	11,110	233,551
150%	—	459	104	333
250%	—	—	—	997
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
自己資本控除 合計	44,966	641,053	46,941	690,396

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。

2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。

3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第12条第4項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成24年度	平成25年度
現金及び 自 行 預 金	10,055	10,277
適 格 債 券	23,118	30,030
適 格 株 式	—	—
適 格 投 資 信 託	—	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	33,174	40,308
適 格 担 保 証	3,227	3,207
適 格 クレジット・デリバティブ	—	—
適 格 担 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ 合 計	3,227	3,207

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第12条第4項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額	0	37

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年度	平成25年度
派 生 商 品 取 引	6	227
外 国 為 替 関 連 取 引 お よ び 金 関 連 取 引	3	139
金 利 関 連 取 引	2	88
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属 関 連 取 引（金 関 連 取 引 を 除 く。）	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	25	200
合 計	31	427

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掛ける合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額 及 び グ ロ ス の ア ド オ ン の 合 計 額	31	427
担 保 に よ る 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 の 効 果 を 勘 案 す る 前 の 与 信 相 当 額	31	427
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年度	平成25年度
派 生 商 品 取 引	6	227
外国為替関連取引および金関連取引	3	139
金利関連取引	2	88
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	200
合 計	31	427

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	500	4,000
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	500	4,000

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第12条第4項第6号)

該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 (第12条第4項第8号)

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	14,809	—	19,328	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	2,304	—	2,503	—
合 計	17,113	17,113	21,831	—

(注) ファンドの中で運用されている株式等エクスポージャーは含まれておりません。

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	
	平成24年度	平成25年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等	—	—
関 連 法 人 等	—	—
合 計	—	—

ロ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
売 却 損 益 額	285	864
償 却 額	18	29

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は平成24年度は5,163百万円、平成25年度は●百万円であります。

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 (第12条第4項第10号)

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等が当行に対して僅少であるため算出しておりません。